



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



エネルギー消費量等報告制度に関するオンラインセミナーの開催について

京都市では、2050年までに「二酸化炭素排出量正味ゼロ」が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和2年12月に京都市地球温暖化対策条例を改正しました。

これに伴い、令和4年度から一定規模以上の床面積を持つ建築物を所有等されている方を対象とした「エネルギー消費量等報告制度」の運用を開始します。

つきましては、本制度の対象事業者様向けに「制度概要、報告様式への記入方法、要点の解説等」を目的としたオンラインセミナーを開催しますのでお知らせします。

記

1 開催日時（いずれも同じ内容です。）

- 第1回：令和3年12月15日（水）午後 2時00分～午後 3時00分
- 第2回：令和3年12月17日（金）午前10時30分～午前11時30分
- 第3回：令和4年 1月13日（木）午後 2時00分～午後 3時00分
- 第4回：令和4年 1月15日（土）午前10時30分～午前11時30分

2 開催方法

「Zoom」によるオンライン開催（事前申込要、各回定員500人、先着順）
※ 無料です。

3 対象

京都市地球温暖化対策条例に定める準特定事業者の皆様

（参考）「エネルギー消費量等報告制度」の概要

対象者	準特定事業者 (事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建物を所有等されている方)
報告内容	事業活動に伴う電気、ガス、灯油等のエネルギー消費量及び省エネに関する取組状況等
報告時期	毎年5月末日

4 内容

- ・京都市地球温暖化対策条例の概要
- ・本制度概要とその目的
- ・様式への記入方法
- ・様式の提出先
- ・本市からのフィードバック資料について

5 申込方法

第1回：令和3年12月15日（水）に参加希望の方

以下のURLから12月13日（月）午後5時までにお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_a8b18-BXRtyvp0GyzogY4g



第2回：令和3年12月17日（金）に参加希望の方

以下のURLから12月15日（水）午後5時までにお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_NC5QFNnYTpWd1nLr4AUApA



第3回：令和4年1月13日（木）に参加希望の方

以下のURLから1月11日（火）午後5時までにお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_sC9gxMSPSBeCPu9GQRraNw



第4回：令和4年1月15日（土）に参加希望の方

以下のURLから1月13日（木）午後5時までにお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_a8NqYbgsSTuYy6ymdZonvg



※ 申込締切（セミナー開催日の2日前、午後5時）後にZoomからメールをお送りします。メールには、関連資料やZoom接続に必要な情報等を記載していますので、必ず御確認ください。Zoomの接続設定等は御自身でお願いします。

6 ホームページ

京都市情報館 準特定事業者制度（エネルギー消費量等報告制度）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289103.html>

※ こちらのホームページからも、セミナーの申込が可能です。

また、制度概要、様式、手引等についても、御確認いただけます。



7 セミナーの御案内等の郵送について

本市で把握している準特定事業者様には、本セミナーの御案内を郵送にてお送りいたします。

8 主催・問合せ先

京都市 環境政策局地球温暖化対策室 電話 075-222-4555

FAX 075-211-9286

本セミナー専用問合せメールアドレス kyotosem@chugai-tec.co.jp